

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化				
税 目	法人税（租税特別措置法 第 57 条の 9、第 68 条の 59） （租税特別措置法施行令第 33 条の 7、第 39 条の 86）				
要 望 の 内 容	<p>貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置（100 分の 112）を恒久化すること、少なくとも現行の割増率を維持の上、適用期限（平成 29 年 3 月末）を延長すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円 （▲6,100 百万円の 内数） （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲6,100 百万円の 内数） （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲6,100 百万円の 内数） （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。</p> <p>そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>協同組織金融機関の取引先の太宗は中小企業及び個人であり、これらの者は相対的に経営体力が弱く、景気の変動等の影響を受けやすいなど、必ずしも経営面で安定していない。</p> <p>一方、協同組織金融機関は、銀行と異なり、課税後の利益の積上げ以外には、自己資本を充実させる手段が乏しい。</p> <p>このため、協同組織金融機関の内部留保の充実を通して、中小企業及び個人への金融仲介機能を果たすという基本的な役割を全うするための措置として、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置が認められている。</p> <p>本措置は、協同組織金融機関の中小企業等に対する債権回収の不安を軽減し、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地域経済の活性化にも資するものである。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。少なくとも適用期限（平成 29 年 3 月末）を延長する。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	本措置により、協同組織金融機関の経営基盤が強化され、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化が図られている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会のうち過半の協同組織金融機関の適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化に寄与することが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合等の法人税の軽減税率 ・ 協同組合等の事業分量配当の損金算入
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化等に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能の提供の充実が図られる。</p> <p>また、本措置は、昭和 41 年に設置されて以来 24 回延長され 50 年存続してきており、協同組織金融機関の経営の健全性の向上及び地域金融システムの安定化に寄与してきたところであることから、今後も本租税特別措置が手当てされることが妥当。</p>	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">25 年度</th> <th style="text-align: center;">26 年度</th> <th style="text-align: center;">27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td style="text-align: center;">438</td> <td style="text-align: center;">437</td> <td style="text-align: center;">434</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td style="text-align: center;">421</td> <td style="text-align: center;">420</td> <td style="text-align: center;">415</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td style="text-align: center;">96.1%</td> <td style="text-align: center;">96.1%</td> <td style="text-align: center;">95.6%</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td style="text-align: center;">2,822</td> <td style="text-align: center;">3,004</td> <td style="text-align: center;">3,074</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 減収額の単位は百万円</p>		25 年度	26 年度	27 年度	対象法人数	438	437	434	適用法人数	421	420	415	適用割合	96.1%	96.1%	95.6%	減収額	2,822	3,004	3,074
		25 年度	26 年度	27 年度																		
	対象法人数	438	437	434																		
	適用法人数	421	420	415																		
	適用割合	96.1%	96.1%	95.6%																		
	減収額	2,822	3,004	3,074																		
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																					
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化に寄与することが見込まれる。</p>																					
前回要望時の達成目標	<p>協同組織金融機関の自己資本比率を高め、経営基盤を強化し、地域金融システムの安定化を図る。</p>																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>地域金融システムの安定化に寄与しており、目標は達成されている。</p>																					
これまでの要望経緯	<p>本措置は、昭和 41 年に設置されて以来、24 回にわたって延長され 50 年存続してきたもの。なお、直近では平成 27 年度税制改正要望により、2 年間の延長（平成 29 年 3 月 31 日期限）が認められたところ。</p>																					